

■報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

林道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	林道大道線
概要	平成29年6月1日午前7時15分頃、林道大道線を自動車で行中、落石が発生し、車体を損傷させたもの。
専決処分日	平成29年8月2日
賠償金額	金62,259円 内訳（車両修理費用）
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

〔被害車両の損傷部位：右側フロントドア〕



〔落石発生現場〕

